

虐待防止の取組と 障害者虐待の現状 について

令和6年度 集団指導 配布資料

－目次－

- 虐待防止の取組について・・・ 2～23
- 全国の障害者虐待の現状について・・・ 24～31
- 埼玉県内の障害者虐待の現状について・・・ 32～33
- 障害者虐待防止研修等・・・ 34

埼玉県福祉部障害者支援課

障害者虐待防止法

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）成立

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」（障害者等）に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

- * 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、併せて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。
-

障害者虐待防止法の目的と定義

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）
 - ①身体的虐待 （障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
 - ②放棄・放置 （障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
 - ③心理的虐待 （障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
 - ④性的虐待 （障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
 - ⑤経済的虐待 （障害者から不当に財産上の利益を得ること）

障害者虐待の類型

身体的虐待

身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、正当な理由なく身体を縛ること。

【具体例】 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物などを口に入れる、必要のない身体拘束をする（ベッドや椅子に縛り付ける、部屋に閉じ込めるなど）

性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。

【具体例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする（裸の写真を撮る）、キスする、わいせつな言葉を発する、わいせつな映像等を見せる

心理的虐待

暴言や拒絶するような対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。

【具体例】 侮辱する言葉を発する、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格をおとしめる扱いをする

放棄・放置（ネグレクト）

食事や入浴・排泄などの世話や介助をほとんどせずに衰弱させること。必要な福祉サービスを受けさせないこと。ほかの障害者からの虐待を放置し養護すべき義務を著しく怠ること。

【具体例】 食事や水分を十分に与えない、あまり入浴をさせない、排せつの介助をしない、汚れた服を着させ続ける

経済的虐待

本人の同意なしに年金や財産を処分すること。また、理由なく金銭を与えないこと。

【具体例】 障害者本人の年金や賃金を渡さない、同意なしに財産や預貯金を処分・運用する

虐待のサイン

早期発見が虐待の深刻化・重大化を防ぎます。

ただし、下記の事例のみがサインではありません。普段と異なる様子などに気づいたら、虐待ではないかと考えてみることも必要でしょう。

虐待の種類	虐待のサイン（例）
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 身体に小さな傷やあざなどが頻繁にみられる。<input type="checkbox"/> 急におびえたり怖がったりする。
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 不自然な歩き方をする。<input type="checkbox"/> 周囲の人の体に触るようになる。
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> おびえる、わめくなどのパニック症状を起こす。<input type="checkbox"/> 顔の表情などがなくなる。
放棄・放置（ネグレクト）	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 身体から異臭がする。<input type="checkbox"/> ずっと同じ服を着ている。<input type="checkbox"/> 過度に空腹を訴える。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> サービス利用料の支払いが滞る。<input type="checkbox"/> お金の管理について本人が知らない。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に**速やかな通報を義務付ける**とともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待の早期発見と通報義務、通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

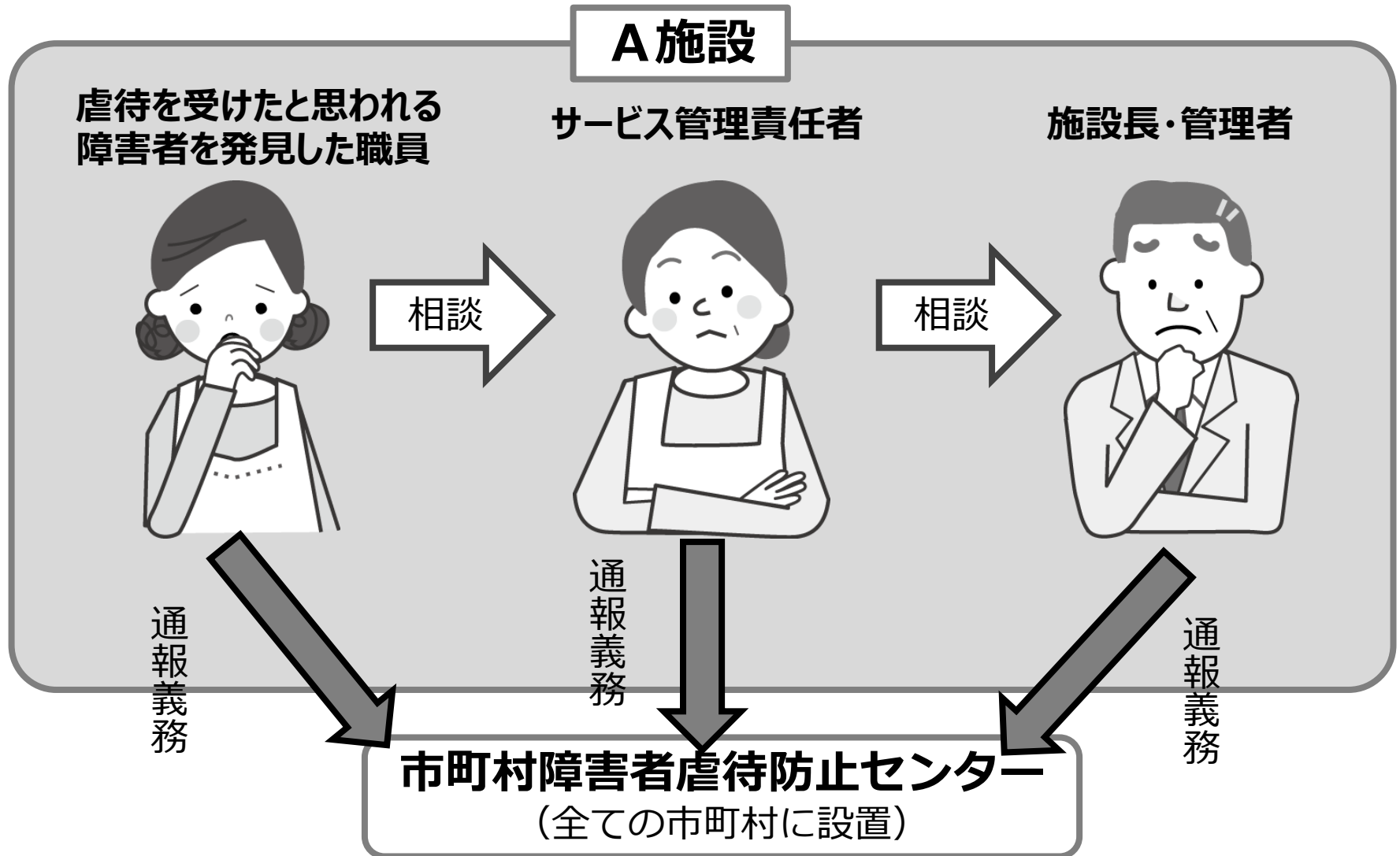
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報義務

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。



市町村の役割と責務

市町村障害者虐待防止センター (設置義務)

- ① 養護者
・障害者福祉施設従事者等
・使用者による障害者虐待
- 通報・届出の受理
- ② 養護者による障害者虐待の防止
養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
 - ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

- ・休日や夜間も連絡できる体制とする。
- ・業務の全部又は一部の委託可
※市町村の担当部局と常時の連絡体制を確保する必要
- ・個人情報の保護
- ・住民や関係機関への周知
※市町村障害者虐待防止センターの電話番号等
※休日・夜間対応窓口

養護者による障害者虐待について

- ・関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・通報又は届出に対する速やかな安全確認、事実確認、対応の協議
- ・立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ・養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ・虐待を受けた障害者を保護するための措置と、そのための居室の確保
- ・保護した障害者の養護者の面会の制限
- ・成年後見制度開始の審判請求

障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ・都道府県への報告（市町村が虐待と認定した場合、悪質なケースの場合など）
- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使

使用者による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知

埼玉県虐待禁止条例

背景

- 児童・高齢者・障害者の虐待件数は増加傾向



- 虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるという認識を県民全体で共有

条例制定

虐待の防止について基本的な事項を定めることなどにより総合的に施策を推進するため、平成29年6月定例県議会において、議員提案により「埼玉県虐待禁止条例」が成立。
平成30年4月1日から施行。

詳細は県ウェブサイト<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>

特徴

- 児童、高齢者、障害者の各虐待を一元的に規定（都道府県レベルで全国初）
- 法律の範囲を越えた規定
- 通報を行いやすい環境の整備

- ① 虐待類型を拡大
- ② 虐待行為者の拡大
- ③ 虐待防止研修の義務化

虐待禁止条例 法律の範囲を越えた規定

①虐待類型の拡大

- 「経済的虐待」を児童虐待にも適用（第2条）
- 「使用者による虐待」を児童・高齢者にも適用（第2条）

②虐待行為者の拡大

- 虐待し得る者として「施設等養護者」を規定（第2条）
 - ・ 児童福祉施設・事業の従事者
 - ・ 学校の教職員
 - ・ （入院施設を持つ）病院の医師・看護師等

③虐待防止研修の義務化

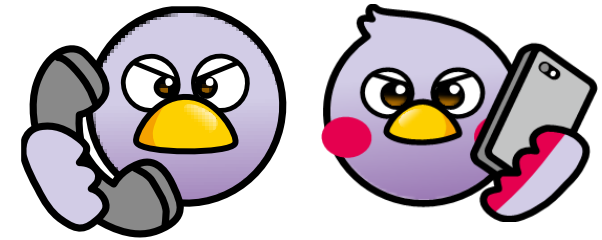
- 県に、虐待の防止等に関する研修実施の義務付け（第19条）
- 施設の長に、施設従事者を対象とした虐待防止研修実施の義務付け（第21条）
- 施設従事者に、虐待防止研修の受講義務付け（第21条）

虐待禁止条例 通報を行いやすい環境の整備

- 児童・高齢者・障害者の各虐待の通報等を24時間365日受け付け、対応する窓口の整備（第13条）

「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」
の開設

虐待の早期発見・早期対応へ



埼玉県のマスコット「コバトン&さいたまっち」

身体拘束の廃止に向けて

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ **※以下のすべてを満たすこと**

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を行う。
- 身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、令和6年4月に身体拘束廃止未実施減算の見直しが行われた。

運営基準

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
 - ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- ※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。
- ※ 訪問系以外のサービスについては、②から④の規定は、令和3年4月から追加・努力義務化となり、令和4年4月から義務化となった。訪問系サービスについては、令和3年4月から①から④の規定が追加され、①は義務化、②から④は努力義務化となり、令和4年4月からは義務化となった。

減算の取扱い

令和5年度まで：所定単位数の減算（5単位/日）（②～④の規定については、令和5年4月から適用）

令和6年度以降：施設・入所系サービス※1については、所定単位数の10%を減算する。

訪問・通所系サービス※2については、所定単位数の1%を減算する。

- ※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか障害児支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
- ※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

立入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処すことができると規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応である。

虐待防止委員会の設置等の義務化

障害児者施設・事業所における障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容が盛り込まれた。

令和4年4月からは、虐待防止等のための委員会の開催や従業員への研修実施等の取組が義務化されている。

令和6年4月からは、取組未実施の場合に、所定単位数の1%が減算される。

	～令和3年3月	令和3年4月～	令和4年4月～
従業員への研修実施	努力義務	努力義務	義務
虐待防止委員会の設置	設置を推奨	努力義務	義務
虐待の防止等のための責任者の設置	努力義務	努力義務	義務

○厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

○厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

○埼玉県障害者総合支援法施行条例

○埼玉県児童福祉法施行条例

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1 「虐待防止のための体制づくり」

- ・虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等ツールの整備

第2 「虐待防止のチェックとモニタリング」

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー（サービス管理責任者）により管理者と委員会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策（職員の研修計画、各部署の改善計画など）を講じる

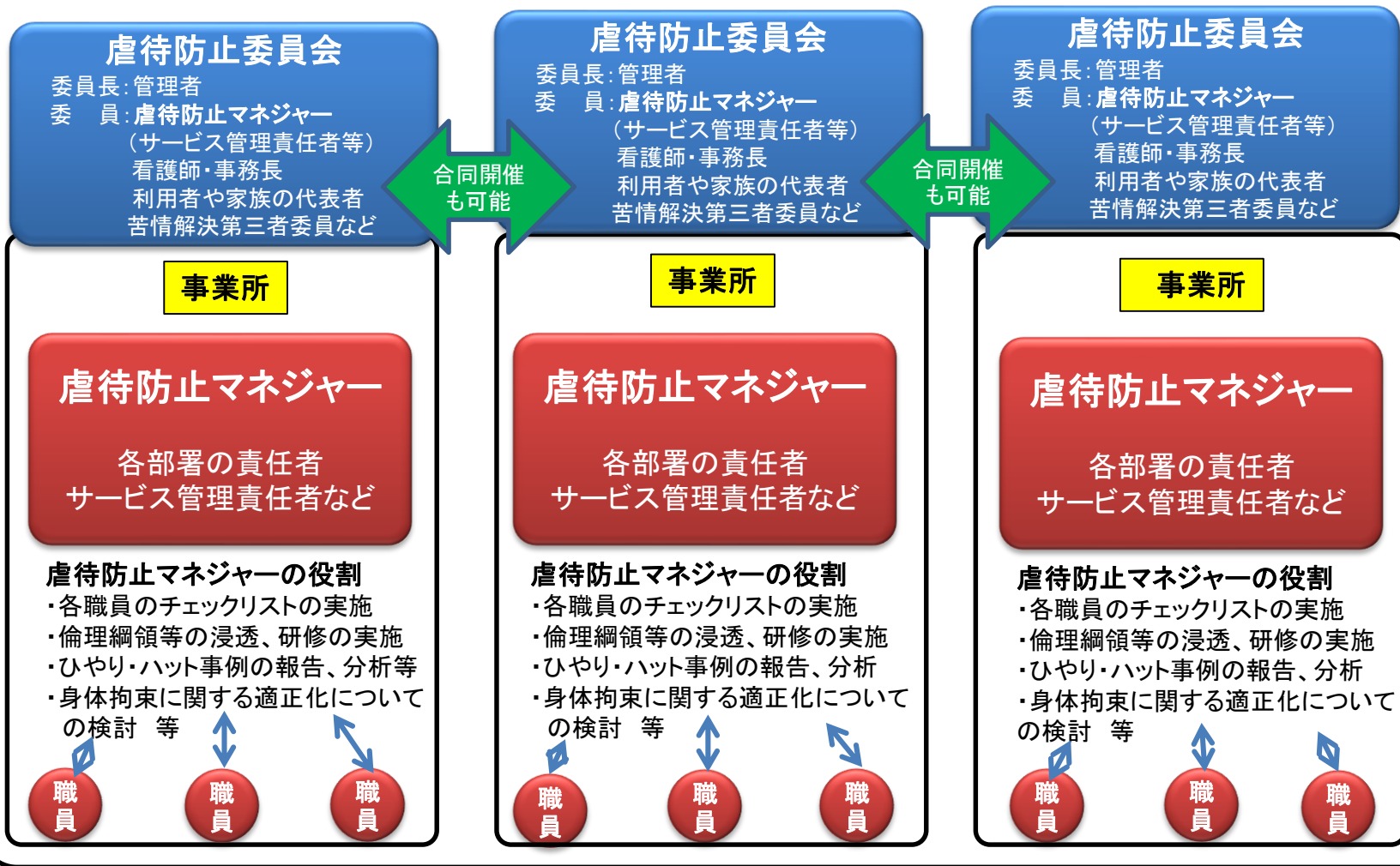
第3 「虐待（不適切な対応事例）発生後の対応と総括」

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の 取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等



問1 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

虐待防止の取組は、①虐待防止委員会を設置し、結果を従業者に周知すること、②従業者に虐待防止のための研修を実施すること、③虐待防止の責任者を置くこととなっている。

このうち、虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わないこととしている。

また、虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認めることとしている。

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して実施する等の取組が考えられる。

なお、こうした小規模事業者への配慮は、身体拘束等の適正化のための取組においても同様と考えるものである。

問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」こととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

<http://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

障害者に対する虐待の相談・通報 への対応の徹底について

(都道府県及び市町村障害保健福祉担当課室宛・令和4年8月23日付厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)

令和3年度に実施した「障害者虐待防止法に基づく対応状況調査」において、障害者虐待の相談・通報に対し、市町村が「事実確認調査を行った件数」及び「虐待と判断した件数」の割合に大きくばらつきがあることや、必ずしも適切ではない理由により事実確認調査を実施しない又は虐待の判断を行っていない事例や継続してフォローする必要があるにも関わらず対応をしていない事例が認められたところです。

あわせて、市町村の相談・通報に関する対応や虐待の有無の判断を行う体制について調査したところ、初動対応方針や虐待判断の場面において、担当部署の管理職が参加していない事例があることが認められました。

上記を踏まえ、障害者虐待の相談・通報への対応の徹底を図るため、

- ・相談・通報を受け初動対応方針を協議する場面や事実確認調査結果に基づき虐待の有無を協議する場面には、必ず管理職が参加し組織的な対応を行うこと
- ・市町村に相談・通報があった場合は、事実確認を訪問等により実施するとともに、虐待ではないことが明らかになるまでは虐待の可能性を排除せずに対応すべきであること

について、改めて徹底していただくようお願いします。

また、令和3年度調査研究事業では、自治体向けに、虐待防止の体制整備のポイントを示すとともに（別添資料（2）参照）、事実確認調査の実施を判断する場面及び虐待の有無を判断する場面においてとるべき対応や留意事項について「障害者虐待防止 自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集」としてとりまとめられたところです（別添資料（3）及び掲載URL参照）。

市町村におかれては、障害者虐待防止・対応の体制整備や業務に当たって参考としていただくようお願いします。

都道府県におかれては、都道府県権利擁護センターへの周知の他、虐待防止・権利擁護研修等の機会を通じて、管内市町村における障害者に対する虐待の相談・通報への対応の徹底に取り組んでいただくようお願いします。

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の種類	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ、準強制性交等罪
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です）。

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

障害者施設の理事長談 「暴力や暴言があったことは知らなかった。」

⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄

- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

通報は、すべての人を救う

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長など責任者**への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

全国の障害者虐待の状況

令和4年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省が実施した、令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況についての調査結果です。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	【参考】 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650件 (7,337件)	4,104件 (3,208件)	1,230事業所 (1,230事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123件 (1,994件)	956件 (699件)	430件 (392件)
被虐待者数	2,130人 (2,004人)	1,352人 (956人)	656人 (502人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和4年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

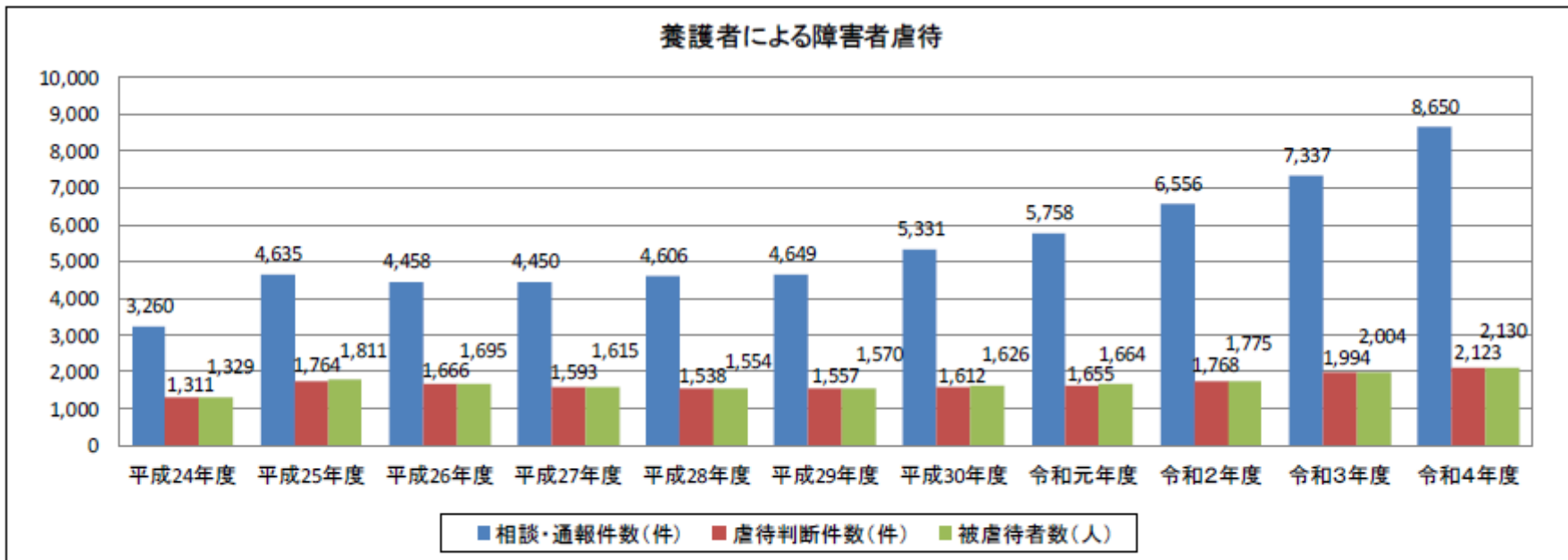
(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

養護者による障害者虐待の状況①

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

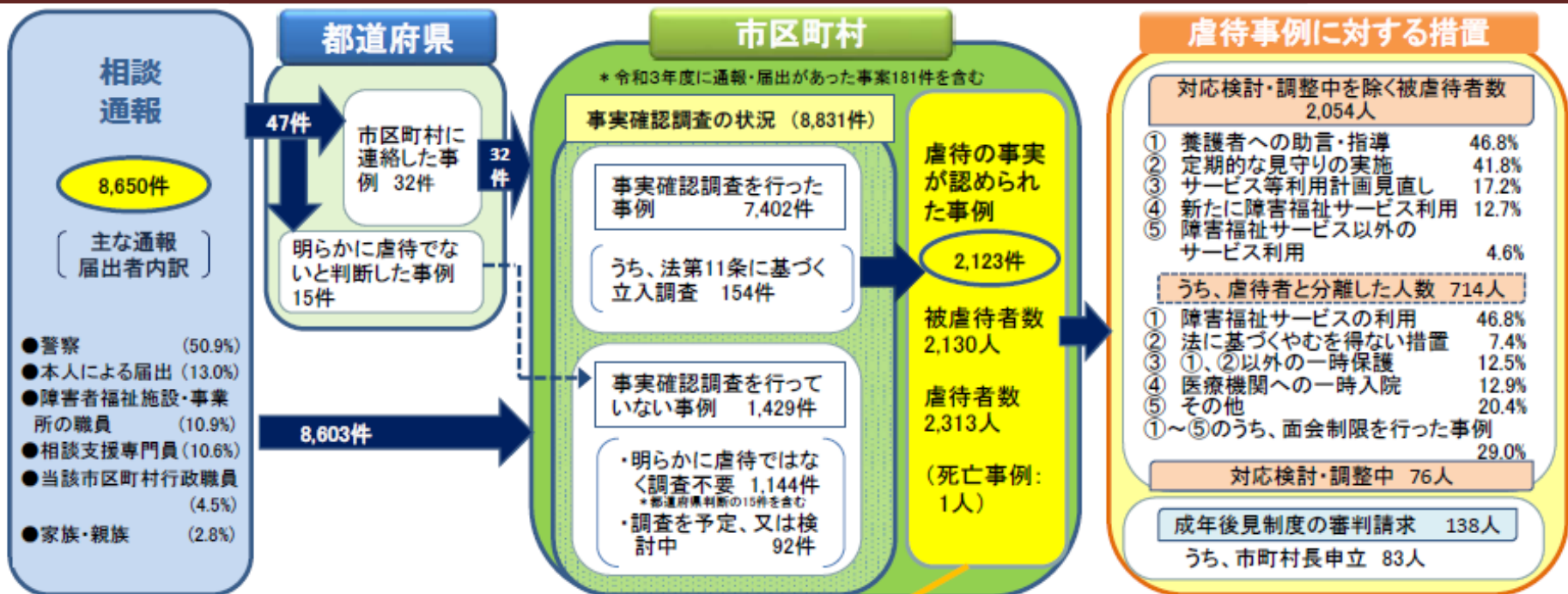
- ・令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和3年度から増加(7,337件→8,650件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和3年度から増加(1,994件→2,123件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は2,130人。

養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



* 平成24年度は下半期のみのデータ

養護者による障害者虐待の状況②



虐待者(2,313人)

- 性別
男性(64.5%)、女性(35.5%)
- 年齢
60歳以上(40.2%)、50～59歳(26.4%)
40～49歳(16.3%)
- 続柄
父(25.3%)、母(23.1%)、夫(16.3%)
兄弟(10.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
68.5%	3.2%	32.1%	11.1%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被害者と虐待者の人間関係	42.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.2%
虐待者の知識や情報の不足	26.5%
被害者の介護度や支援度の高さ	25.3%
虐待者の介護疲れ	23.0%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	16.9%

被害者(2,130人)

- 性別 男性(33.8%)、女性(66.2%) ※性別不明:1名
 - 年齢
50～59歳(25.3%)、20～29歳(22.2%)
40～49歳(19.2%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 19.0% | 45.0% | 43.4% | 3.1% | 2.4% |
- 障害支援区分のある者 (49.3%)
 - 行動障害がある者 (27.5%)
 - 虐待者と同居 (85.3%)
 - 世帯構成
その他(15.2%)、両親(14.7%)、配偶者(12.2%)、
両親・兄弟姉妹(11.5%)、配偶者・子(9.0%)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況①

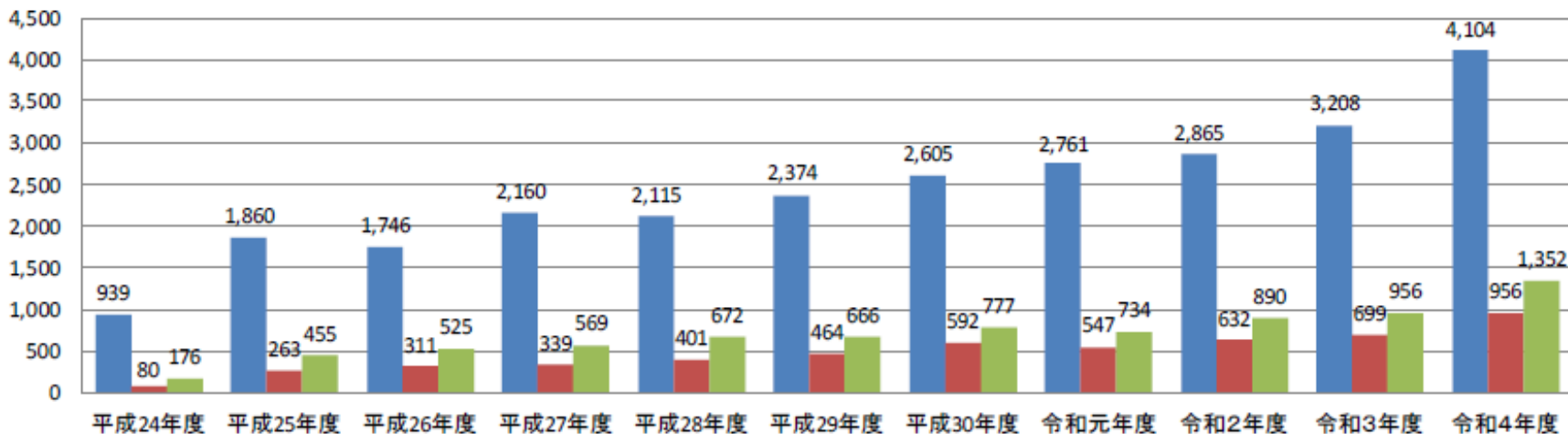
2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

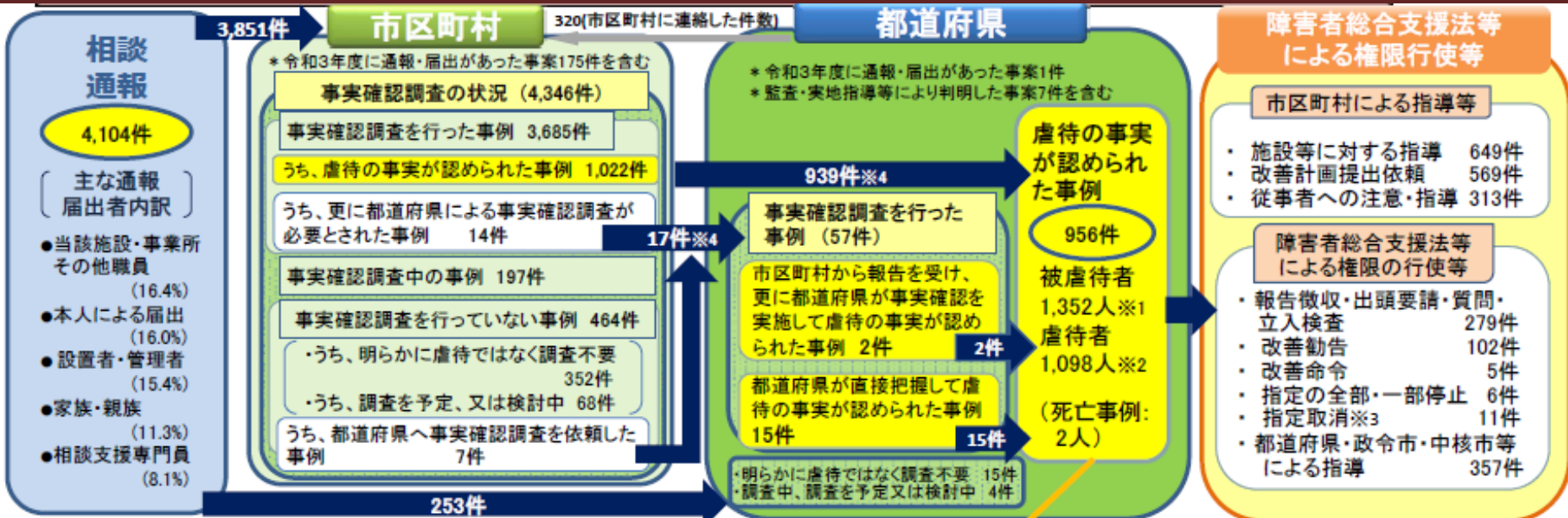
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



■ 相談・通報件数(件) ■ 虐待判断件数(件) ■ 被虐待者数(人)

* 平成24年度は下半期のみのデータ 27

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況②



虐待者 (1,098人) ※2

- 性別
男性 (69.9%)、女性 (30.1%)
- 年齢
60歳以上 (20.5%)、50～59歳 (17.9%)、40～49歳 (17.8%)
- 職種
生活支援員 (44.4%)、世話人 (9.9%)、管理者 (7.9%)、その他従事者 (7.1%)、サービス管理責任者 (6.5%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行介護	1	0.1%
行動介護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

被虐待者 (1,352人) ※1

- 性別
男性 (63.6%)、女性 (36.4%)
- 年齢
40～49歳 (18.4%)、30～39歳 (17.8%)、20～29歳 (17.2%)、50～59歳 (17.0%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者 (74.7%)
- 行動障害がある者 (33.5%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

深刻な障害者虐待の事案

ケース1

入所者を殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚し、同施設を家宅搜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

ケース2

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で15人の職員が死亡した少年を含む入所者23人に虐待していたことが判明した。

ケース3

知的障害者施設で暴行 元職員逮捕

警察は、障害者施設に通っていた知的障害者に「殺す」「ばか」などの暴言を浴びせながら、胸ぐらをつかんで頭部を平手打ちするなどの暴行をした疑いで懲戒解雇された元施設職員を逮捕した。「被害者が作業をしようとしなかったのでやった」と容疑を認めている。

市は、匿名で通報を受けて施設に立ち入り調査したが、虐待の事実を確認できなかった。その後、テレビで虐待の映像が放映されたため再度立ち入り調査を実施、「もう少し踏み込んだ対応をしていればよかった」と話した。

同施設は、虐待に加わった他の職員を停職、施設長を降格処分した。

ケース4

入所施設の個室に鍵、20年拘束も

県は、障害者支援施設で知的障害のある入所者3人が、3～20年にわたり1日6時間半～14時間、個室の扉に鍵をかけられ、外に出られないようにされていたと発表した。

施設側は、「ほかの入所者らに暴力を振るったり、小物を食べたりするため、家族から同意は得ていた」というが、県は立ち入り調査を行い、虐待にあたりと判断した。

県は3年に1度、施設を訪れるなどして運営体制を調査してきたが、施設の職員から聞き取りなどはしていたものの、施錠された部屋の状況までは確認をしていなかったと説明した。

ケース5

障害者を無報酬で働かせる 福祉法人処分 関連施設の建設工事で

障害者支援施設の利用者に違法に関連施設の建設工事に従事させ、賃金を支払わなかったとして、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づき、介護給付費減額の行政処分にしたと発表した。

リハビリや作業療法と称し、利用者計17人に、関連施設の建設工事や、施設管理者の自宅の清掃を無報酬でさせた。工事は障害者総合支援法や県条例が禁じる「過重な負担」に、無報酬だった点は同法の「経済的虐待による人格尊重義務違反」に当たると判断した。

法人側は「入所者支援の一環で、賃金を払う必要はないと思った」との趣旨の説明をしているという。県民から不適切な運営に関する情報提供が県にあり、利用者に聞き取り調査をして発覚した。

ケース6

使用者による聴覚障害者への心理的虐待の事例

仕事でミスをした際に、上司から、ホワイトボードに「下手！」と何回も書かれたり、「会社を辞めろ！」という紙を眼前に示されたりした。また、「下手くそ」、「クビ、辞めろ」という手話を受けた。その他、同僚のミスを自分の責任にされたり、給与明細を眼前で破り捨てられたりするハラスメントを受けた。

使用者による心理的虐待が認められたことから、公共職業安定所は、当該上司への指導の徹底を含む再発防止策や障害者に対しての言動や雇用管理について、障害特性を踏まえ配慮するよう指導した。

埼玉県内の障害者虐待の現状

障害者虐待 通報届出件数 認定件数（埼玉県内）

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
通報届出件数	306	369	383	451	681	837
障害者虐待認定件数	99	106	107	120	174	151
養護者による虐待	69	76	85	88	135	115
施設従事者等による虐待	30	30	22	32	39	36

（使用者による虐待認定は、別途、厚生労働省で統計計上）

埼玉県における障害者虐待の傾向

1 障害者虐待対応状況調査の結果（平成24～令和4年度 本県分）

(1) 養護者による虐待

- ・ 被虐待者 女性（61.0%）、男性（39.0%）
- ・ 障害種別 知的（44.8%）、精神（32.5%）、身体（16.4%）
- ・ 虐待の類型 身体的（57.6%）、心理的（20.0%）、経済的（9.6%）
- ・ 虐待者 父（28.0%）、母（23.3%）、兄弟姉妹（16.2%）

(2) 施設従事者による虐待

- ・ 被虐待者 男性（59.1%）、女性（40.9%）
- ・ 障害種別 知的（61.7%）、精神（19.5%）、身体（14.1%）
- ・ 虐待の類型 身体的（44.6%）、心理的（33.5%）、性的（12.7%）
- ・ 虐待を行った人の職種
 - 生活支援員・児童指導員などの従業者（75.6%）、
 - 管理者（13.7%）、サービス管理責任者（5.2%）
 - 設置者・経営者（3.3%）

2 虐待を理由とする本県における行政処分（令和5年度）

- ・ 令和5年8月25日 1件
一部効力停止（利用者の新規受入停止）の処分

障害者虐待防止研修等

県主催研修

令和6年度も埼玉県主催の障害者虐待防止・権利擁護研修の動画を作成するなど、研修を実施する予定です。詳細な日程等が決まりましたら、連絡しますのでご活用ください。
※当分の間、令和5年度障害者虐待防止・権利擁護研修の動画が視聴できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/gyakutaiboushi/gyakutaiboushi.html>

手引き等

『障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）』（令和5年7月 厚生労働省）

『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（自治体向けマニュアル）』（令和5年7月 厚生労働省）

次のURLの厚労省ウェブサイトからダウンロードしてください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougais_hahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html